

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁済に関する規程

社会福祉法人 清心会

平成17年 5月16日 初回施行

令和 5年 6月21日 改正施行



(目的及び意義)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人清心会（以下「この法人」という）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁済（以下「報酬等」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費という。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第九条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者の立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 5,000 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 100 万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、法人の給与規定に準ずるものとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、理事長が決定し、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記 1 「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記 2 「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁済)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月月末に支払うものとする。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は年 2 回、6 月末と 12 月末に支払うものとする。
- 3 非常勤役員の旅費等の費用は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬は本人の同意を得て本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人の申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和 5 年 6 月 21 日（定時評議員会の議決日翌日）から施行する。

別記 1 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 12,000 円

別記 2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 12,000 円

別記 3 監事の報酬

理事会及び監事監査出席の都度、謝金として一人一律 12,000 円

別記 4 運営協議会委員の報酬

運営協議会出席の都度、謝金として一人一律 12,000 円

別記 5 評議員選任解任委員会委員の報酬

運営協議会出席の都度、謝金として一人一律 8,000 円